

○京丹後市犯罪被害者等支援条例

平成24年3月27日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等への支援に関し、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有する者をいう。
- (3) 関係機関等 国及び京都府その他の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の関係するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等により被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉のき損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、必要な支援が途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等への支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等を支援する施策を講じなければならない。

2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、二次的被害が生じることのないよう市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口及び会議を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することができる。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(住居の提供)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な利用のための住居の提供を行うことができる。

(教育活動の実施)

第11条 市は、学校等において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について児童等の理解を深めるため、道徳教育その他の教育活動を実施するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、犯罪被害者等への支援について、市民等の理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

2 京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成21年京丹後市条例第14号）の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則（令和6年10月4日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、令和7年4月1日から適用する。